

第7回「上海 IPG」会議 議事録

日時：2003年11月14日

場所：上海万豪虹橋大酒店

司会進行：水田賢治

（ジェトロ上海センター）

水田賢治（ジェトロ上海センター）

これより第7回上海IPG会合を始めます。最初にJETRO作成の模倣品対策ビデオ「中国における模倣品対策の基礎」の上映、その次にIP権利集の話をさせていただきます。

（ビデオ上映）

水田賢治（ジェトロ上海センター）

次に、「IP権利集・摘発支援情報集の作成と参加のお願い」についてお話しします。これについては、前回9月12日の上海IPG会合のときに上海IPG側、北京IPG側でそれぞれ模倣品対策プロジェクトに関しての意見が出されたのですが、そのときには、一緒にやるか、あるいは別々にやるかという話があり、その会議の場では、持ち帰って今日の会合で皆様に結論を発表させていただき、さらにこのプロジェクトに参加していただくための資料を用意させていただきます、ということをお話していたかと思います。北京との調整はかなり難航しましたが、最終的には、一本化する方向でまとまりましたので、今日皆様にもお配りしました資料の中で、「IP権利集・摘発支援情報集の作成と参加のお願いについて」というものと、それから権利集のサンプルとしてそれぞれ「商標」、「意匠」、「著作権」について用意させていただきましたので、今後、このサンプルに沿ってご参加いただける方については皆様のほうで作業していただき、来年3月までに権利集・摘発支援情報集を作るということを、今年度のIPGの目玉にしたいと考えております。

それでは、この作成について、上海IPG模倣品対策プロジェクトリーダーのオムロンの宇野さんからご説明をさせていただきます。

宇野元博氏（オムロン）

今日は、いままでの流れを簡単に復習して、その後、どう作っていったらいいかということをご説明します。いまお話がありましたように、一応スケジュールということで前回、前々回と実行スケジュールを配らせていただいたのですが、その流れを簡単に話します。

8月に初めて提案をさせていただいて、その後、模倣対策プロジェクトのメンバー選定ということで約6名ほどメンバーとして参加いただき、全体の計画をどうするか、どんな内容にするかということをお話し合ってもらって、その後皆さんにご報告申し上げたわけです。そして、その後、北京のIPGのほうにも呼びかけをいたし、いまご説明がありましたように、いろいろな検討を重ねてもらって今回お配りしているようなものが出

来上がったというわけです。

では、お配りしている資料を基にお話をしていきたいのですが、この部分については出来たばかりでパワーポイントが用意できていませんので、申し訳ないのですが、お手元の資料を見ながらお話を聞いていただきたいと思います。

まず上海IPGメンバー各位ということで本日付のペーパーで「IP権利集・摘発支援情報集の作成と参加のお願いについて」が配られています。いままでお話ししたような趣旨で、IP権利集・摘発支援情報集というものは、上海または北京の参加企業の持っている権利を1つにまとめて、といってもある程度制約がありますので、全部の権利を開示するわけではありません。代表的な権利を集めていただいて、それを中国の政府諸機関に対して認識していただくというようなための権利集、そして摘発支援情報集といいまして、もともとは摘発集と位置づけていたわけですが、ちょっと言葉を柔らかくして、摘発支援情報集ということ。こちらのほうは、実際の摘発の現場で、例えば模倣品の見分け方であるとか、参考例として、過去の事例などを紹介することで彼らの摘発の手助けになるような情報を提供しよう、ということでまとめていきたいと考えております。

作成要領を説明します。まず1の「原稿作成について」ということで、ポイントだけお話ししますが、言語はすべて中国語としてください。当然中国側の政府機関に見せるものですので、日本語だと、これは何だということになりますので、これはすべて中国語ということをお願いしたいと思います。

次に、これも前からお話ししていることなのですが、現存している権利のみを記載するというです。ですから、出願中のものであるとか、権利が消滅してしまったものは記載しないようにお願いします。

そして、共通事項の3つ目ですが、権利集および摘発支援情報集の両方でも、権利集のみに掲載することも可能です。つまり、両方にエントリーしていただいても結構ですが、摘発支援情報集のみに参加しますということはお断りいただいております。というのは、ベーシックな部分としては権利を認識させるということにして、この辺はいろいろあったのですが、結論として、権利集のほうにまず共通項目として載せていただき、そのオプションとして摘発支援情報集という形で参加していただく。もちろん権利集のみへの参加ということでもかまわない、ということではいま話がついております。

次の頁に行きまして、2の「権利集について」ということです。これも以前お話ししたのですが、1社につき商標権、意匠権、著作権のいずれか2つまでを選択いただけるということ。裏を返せば、商標も意匠も著作権もすべて掲載してくださいというのは非常にややこしくなりました、これはお断りいただいております。ですので、商標だけ、意匠だけ、著作権だけ、または2つまでを選択していただきたいと思います。

なお、意匠権についてですが、意匠権については、行政による摘発対象外のため参考情報として掲載しますということで、これはあくまで現地の取締り等に役立てるといような目的もありますので、いま意匠権だけでは行政機関等がなかなか動いてくれないという

ことですので、彼らのいわゆる参考情報として意匠権を載せようということになりました。

次に、各社が1頁に掲載できる権利数は最大3つまでということで、これも先ほど申し上げましたように、各社にはいろいろな権利があると思います。いろいろな権利があって、当社でも特許の数だと50件ぐらいいはありますが、これらを全部載せていると膨大な数になってしまうということで、これは企業全体の資料集ということですので1頁でお願いしたいということです。

（パワーポイント開始）

次に3の「摘発支援情報集について」ということです。これは参考例を見ていただきたいと思うのですが、東芝さんの事例です。これはお配りしているペーパーにはありません。いまのところメールでいただいたものしかなくて、また文字化けなどもしているのですが、前のほうに注目いただきたいのですが、1社につき2頁以内にまとめていただくということをお願いいたします。

その書き方です。書き方は、ここに書いてある東芝さんの事例のスタイルにかかわらず、各社がそれぞれ工夫していただいて見やすい形でよりアピールできるような形でフリーにまとめていただいたら結構です。ですから、載せるテーマについても、例えば偽物の見分け方とか、類似商標事例とか、著名商標認定事例とか、違法商号取消事件とか、こういった各社それぞれ思い悩むところがあると思います。

また、それぞれご経験されたことがあると思います。これをフリーに2頁を使って書いていただけたらと考えております。

ただ、約束事として、他人を誹謗する内容は絶対に記載しないでください。具体的にはどういふことかといいますと、上海のプロジェクトメンバーの中でもいろいろ問題にしたのですが、例えば浙江省のA工商局が全然働いてくれないと。言っていることとやっていることが違うとか、皆さんご経験された方は多いと思うのですが、取締りをやっていて行政機関等といろいろ交渉して頭にきた、腹が立ったことは多いかと思えます。ただ、それをそのまま載せてしまうと後でいろいろ問題があるということで、そのところは腹に納めていただいて、事実困っているというようなこと、またはこういう事例がありましたというようなこと、または見分け方はこんなものですよ、というようなことなどを皆さんそれぞれ工夫してご記載いただけたらと考えております。

次に原稿の送付についてです。12月19日を必着としてデータを電子メールまたは郵送にてJETROの水田さんまでお送りいただきたく思っております。これは電子メールでも結構ですし、CD-ROMにダウンロードのうえ送付いただいても結構です。ただ、紙ベースのみでお送りいただくと、こちらの打ち直しの手間や打ち間違いとかが発生しますので、これは必ず電子データでお送りいただきたいと思えます。

最後に注意事項として、1つ目に、原則として原稿の内容は校正いたしません。ですから、皆さんそれぞれ責任を持って内容をきちんと書いていただきたいと思えます。ただし、内容に不明な点、疑わしい点等があります場合は、修正とか削除をお願いすることがあり

ます。明らかなタイプミス等は、こちらのほうで直すことはあるかもしれませんが、内容にかかわる部分については、原稿を送っていただいた方と必ず相談させていただいて修正をお願いすることがあります。

2つ目に、当初の計画では、権利集と摘発支援情報集を別々に作成することを考えてきましたが、1冊にまとめる方針としました。ただし、提出いただいた原稿の総分量等により権利集と摘発支援情報集を2冊に分冊する場合があります。現在、上海IPGで100社ぐらい、北京のIPGで50社ぐらいと聞いております。どれぐらいの数の権利集、または摘発支援情報が送られてくるか。ある程度の見込みは立てているのですが、実際ふたを開けてみないと分からないところがありまして、また我々も初めての経験ですのでどうなるか分からないということで、分量等によっては、見やすさを考慮して2冊に分けることもあるということです。

そして、最後に、作成に関する問い合わせは、JETROの上海の水田さんで一本化したいと思いますので、メールや電話やファックスで問い合わせをいただきたいと思います。おそらく作り始めるといろいろな問題が発生すると思いますので、重大な問題が出てきた場合は、随時水田さんのほうから会員企業の皆様に注意点の追加ということでご連絡する場合もありますが、情報はJETROのほうで一本化したいと考えております。

そして、今後のスケジュールですけれども、19日に原稿の締切りということですが、それに並行して配付先の検討とカリスタアップ等を今後、プロジェクト・メンバー、または北京のIPGメンバーと共同で会議したうえでコンセンサスをとりながら進めていきたいと。そして、来年の3月以降、関係諸機関に対して配付できるようなイメージでスケジュールのほうを進めていきたいと考えております。

以上がお願いでして、皆様にお配りしている分につきましては、商標と意匠と著作権とそれぞれのサンプルが提示されているかと思えます。サンプルの見方についても若干お話ししていきたいと思うのですが、商標、意匠、または著作権のサンプルについては、先ほどの摘発支援情報集とは違いまして、ある程度フォームを決めさせていただきました。

まず商標の例です。当社の例なのですが、たいいていは、商標の登録書を見れば、自分が会社の事業に携わっている限りすぐ分かる内容かと思えます。商標名と商標の登録番号、そして正商品、権利者、住所、電話番号、ファックス、ウェブページを上の方に書いていただく。そして、会社の紹介ということで、中国に対してどれぐらいの投資をしているか、どれぐらいの時期から中国市場に進出しているかとか、それぞれがどんな形で会社が中国に対しての進出をしているかというようなことを書いていただければ結構かと思えます。そして、商品の具体的な写真を付けるということです。商品の写真ですけれども、これは電子データということですのでできればデジタル映像のほうがよろしいかと思えます。そして、忘れないように記載していただきたいのが産地というところでした、これの原産地がどこなのかと。ここでは、上海とか大連とかマレーシアとか書いていますけれども、現在どこで生産しているかということを書き添えていただきたいと思えます。

次に意匠の分です。意匠の分については、岡村製作所さんに資料をご提供いただきました。書くことはほとんど決まっているのですが、上に権利者、住所、連絡先、そして会社の紹介ということです。意匠の場合は、図面または図面代用写真の権利ですので、知財関係者の方ならお分かりだと思えるのですが、登録の時点での権利の外観写真または図面があればよろしいかと思えます。どうやって引っ張ってくるかという、それは出願時に貼り付けた図面等から引っ張ってくればよろしいのではないかと思えます。そして、右のほうに「実際物品」と書いてありますけれども、意匠の権利というのは、基本的に図面の権利または図面代用写真の権利ですので、実際の商品とは若干の違いがあるかと思えます。ここで書く実際物品というのは、実際の権利の内容をより分かりやすく理解していただくための補足的な写真ですので、もし実際の商品がある場合は、意匠図の横のほうに同じようなスタイルで写真を貼り付けていただいてもよろしいかと思えます。

ここで注意していただきたいのは、ここでは意匠の図面と物品の写真を両方そろえて作っておりますけれども、意匠の図面だけでもかまいません。ただし、実際の物品の写真だけというスタイルはやめていただきたい。これは注意点なのですが、一応そういうことでお願いします。理由としては、意匠というのは図面の権利ですので、実際の出来上がった商品のスタイルの権利ではありません。今回出すのは権利集ということですので、物品のみの写真の掲載というはお断りしますので、その点ご注意ください。

そして、説明の最後ですが、著作権についての具体的な例も掲載しております。これは円谷さんのほうに提供をいただきましたウルトラマン関係のものなのです。これも商標や意匠と基本的な事項は変わらないのですが、作品名、そして著作権登録がある場合は登録番号などを書いていただく。そして、作品完成日、発表日、権利者が誰か、連絡先、そしてほかの権利と若干違うのが著作権声明文ということで、ここには、この権利は円谷のものであるというようなことが書いてありまして、下のほうに写真が付けてあるわけです。こういったスタイルで書いていただけたらと考えております。

（パワーポイント終了）

説明は以上です。もし何かこの場で質問があるようでしたらできる限りお答えしたいと思います。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

これまでの説明に対してご質問等がありましたらここで受けます。もう一点私から強調させていただきたいのですが、まずIP権利集というのは、単なる摘発機関への情報提供にとどまらず、摘発担当官を集めたセミナーの開催や、被害が深刻な地域での摘発要請等に積極的に活用していくということです。もう一つは、今回の取組みは、より多くの日系企業が連合して取り組むべきとの観点から北京IPGとの初めての共同プロジェクトということで位置づけております。権利集については、皆様のお手元に商標と意匠と著作権のそれぞれのサンプルをお配りしており、摘発支援情報集のフォームについてもオリジナルを

遅くとも来週の月曜日の朝までに皆様にメールでお送りしますので、それに基づいて作業していただき、おそらく日本の本社の知財部とか法務部の方のお力を借りながら作業されるのではないかと思いますけれども、12月19日という締切りは厳守していただいて、是非良いものに仕上げたい、と思っています。

津田小亮 上海 IPG グループ長（住友化学（上海）有限公司）

補足ですが、いま模倣対策プロジェクト・チームリーダーの宇野さんから概況をお話しいただきました。現在、このワーキンググループの8名の方が、もちろん本業もいろいろある中でこういった事例、また原案を作っていただいて、また趣旨も全部ご説明されてきました。是非この内容を十分にご検討いただき、また今日ご討議いただいてこの趣旨を十分ご理解のうえ皆様方のご協力を賜りたいと思います。

西形治郎氏（コクヨ）

質問ですが、権利集の商標のオムロンさんの例なのですけれども、これは商標権が2つあって、それぞれの指定商品に関連するものが縦軸に3つ並んでいると思うのですが、これはこういうふうな書式にしないといけないのか。それとも、例えば商標権が3つあって、あとの商品例は順不同で並んでいてもいいのか、というのが第1点です。もしもこの例に従うのであれば、商標名とか商標の登録番号が商品例の上にあったほうが見やすいのではないのでしょうか、というのが2つ目です。

3つ目は、摘発支援情報集は、書式は自由ということなのですが、書くほうにしましたらそのほうが非常にありがたいのですが、摘発に使ってもらおうと。できればそれを参考にしてほしいということであれば、使う側の関係機関の立場に立てば、ある程度書式が一定のほうが見やすいのではないかと思います、いかがでしょうか。

宇野元博氏（オムロン）

いま3つあったと思うのですけれども、1つ目につきましては、3つあって順不同でいいのかというのがよく分からなかったのもう一度お願いできますか。

西形治郎氏（コクヨ）

オムロンさんの例でいいのですが、これは商標権が2つあります。この例を見ますと縦軸に並んでいると思うのです。これをばらばらに並べてもいいのか。商品例がこの順番でなくてもいいのか、というのが1つです。これが上下で対応させるのであれば、商標名、商標登録番号は、商品例の上に来たほうが見やすいのではないのでしょうか、ということなのです。

宇野元博氏（オムロン）

ばらばらでいいのかどうか、ということに関しては、これを作成する中でいろいろな議論がありまして、こうしたら見やすい、ああしたら見やすいというのもあったのですけれども、一応これで決めましたのでこれをお願いしたいと。要は縦軸でやりましょうということです。

2つ目は、それぞれの商品例の上に番号があったほうがいいのか、というようなご意見ですが、そういう考え方もあろうかと思えます。どうしたらいいかということなのですが、いまここで決めるというのであれば、一応このスタイルでやりたいなと。この辺は紆余曲折あった中でやってきたことですので、私の図だけで見ると確かに商品例の上に商標番号があったほうがいいのかのような気もしますが、これもいろいろな会社からいろいろなスタイルで出てくるとまた違った見方になるのではないかとということもありますので、一応ルールとしてこれでやらせていただけたらと考えております。

3つ目の情報集については、ある程度スタイルが決められていたほうがいだろうと。私も西形さんが言われるようなことを、先日、私と水田さんの2人が北京IPGの戦略委員会と一緒に会議をしまして、全く同じようなことを話したのです。これも逆の発想なのですが、スタイルを決めてしまうと、どうしても発想が縮こまってしまっただろうと。それよりも今回は第1回目なのでフリーなスタイルでやっていただいて、もしそれで素晴らしいのが出てきたら、2回目以降に反映させていこうというような話もありました。

第1回目の今回に関しては、結論としては、権利集のほうについてはこのスタイルで、そして摘発支援情報集のほうについては全くのフリー・スタイルでということによって、それでまずかった点、よかった点などを評価いたしまして次回以降のものに生かしていきたいと考えております。

西形治郎氏（コクヨ）

もう一点。資料についてです。先ほど写真はデジカメ等というお話でしたけれども、ワードかエクセルで作って、画像データを貼り付けるという意味ですか。それとも全体をPDFファイルにしてお送りするということですか。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

実は、その辺は十分に詰めきれていないのですが、PDFファイルで送っていただければ、それは問題ないはずですので、作っていただいたものをお送りいただいて、もしうまくいかない場合、個別にご相談させていただきたいと思えます。

ここに来るまでの道のりが非常に険しくて、例えばフォントもどのぐらいにすると細かいところまでやりたかったのですが、そこまでの時間がなくて、今回こういう形で皆さんに発表したうえで、原稿を作っていく中で微調整をしていくということで考えています。

基本的には、このサンプルに沿ってお作りいただくということになるべく統一を図りた

い、というのがプロジェクト・メンバーの意向です。商品によっては性格的に合わないというものがあれば、そこは適宜ご相談させていただくことになります。私もこれを作っているいろいろと感じたのですが、最終的に皆さんに中国語で作っていただいて、それを送っていただくということなので、例えば私が月曜日の朝までに皆さんに送るメールでも、うちは中国語のフォントが入ってないから読めないとか、そんな問題もすぐ出てくるのかな、ということを感じました。

今回初めてのケースで、実際にどこの業者に印刷をかけるかというところも、いくつか当てはありますが、最終的に決めてないということもあり、それで締切りが12月19日で完成が3月となっていますが、これが70社、100社ということになってきますと、いろいろと細かいことが出てくるな、ということが予想されます。いま言えることは、これに沿ってお作りいただき、できましたらなるべく早めにいただいて、私のほうで見てみて、これはちょっとおかしいな、これはこうしてほしいな、というものがあれば、個別に対応させていただくということでご理解いただいでよろしいでしょうか。

佐藤裕之氏（本田技研工業）

今回日本から参加させていただいているのですが、私どもは上海IPGと北京IPGの両方に参加させていただいていまして、今回共同でやるということですから、どちらか一方から出せばよろしいということですね。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

それで結構です。

佐藤裕之氏（本田技研工業）

ほかに2つ質問がありまして、「商標権」の例なのですけれども、オムロンさんの件ですと3つの商品になっていますけれども、中国の商標での登録の場合は、指定商品に限りがあったのでしょうか。私どもは、通常の場合ですと1つの権利で指定商品がかなり多くなりますので、その実物の写真を載せるとするとものすごい数になってしまうのです。それがどうなのかということと、あとここに「産地を書く」ということになっていますが、産地を書くことの意味はどういうことなのかということをお教えください。

宇野元博氏（オムロン）

中国の商標ですけれども、特に指定商品について3つに限っていたわけではありません。当社の場合でも、1つの番号で50も60も商品がカバーされているものもあります。ただ、今回のものに関しては、紙面の制約上というのがいちばん大きな理由です。それで、載せられる商品が限られてきますので、50~60、または100個ぐらいある所もあると思うのですけれども、その辺の代表的なものを3つまで選んでいただいて、それをお書きいただく

ということにしたいと思っております。そうしないと、100 も 200 も載せていたら、それだけで1頁分になってしまいますので、一応そういう約束事ということです。

もう一つの産地の問題は、要は原産地の問題です。例えば、上海で製造されているはずのものなのに産地が台湾とか、別の地域が書いてあったということであれば、不当の原産地の表示になりますし、それが模倣品であるかどうかを見分ける際にも非常に有効であると考えますので、当社の例などでもよくあるのですが、いちばん下の商品はメード・イン・マレーシアなのですが、模倣品にはよくメード・イン・ジャパンと書いてあります。それを見ただけでそれは模倣品であるということがはっきりと分かりますので、それらの情報というのは、使っていただく中国の行政機関にも非常に有効な資料になりますので、その辺をお書きいただくというような趣旨です。

佐藤裕之氏（本田技研工業）

産地の件は分かりました。同じ商品でいくつかの産地がある場合には、複数書いたほうがよろしいという理解でよろしいでしょうか。

宇野元博氏（オムロン）

それで結構です。

佐藤裕之氏（本田技研工業）

指定商品の件です。紙のほうには、権利数は最大3つまでと書いてあったので、この例は権利が2つですけれども、もう一つ載せることができ、指定商品はもっとたくさん載せることができるかな、とこれを読んだときにそう理解したので、もしおっしゃるとおりであれば、その辺誤解のないようにされたほうがよろしいのではないかなと。

宇野元博氏（オムロン）

確かに商標については3つまで書くことができますので、要は縦割りに3つというご理解でお願いしたいと思います。1つの場合だったらこの左半分ぐらい、2つの場合だったらこんなもの、3つの場合だったらこれにもう一列できるかな、というような理解です。確かに指定商品のところはちょっと抜けています。後で注意事項の追加ということでメールでしますということでしょうか。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

やっていく中でいろいろと疑問等が出てくるかと思いますが、すべて私にご質問いただければと思います。皆様の作業は、繰返しになりますが、来週の月曜日の朝までにはメールで東芝の摘発支援情報集のサンプルも含めて皆様にお送りいたしますので、それで作業をお願いします。

ちなみに北京 I P G 会合が来週の月曜日の 17 日にあります。北京では、その場でこういった説明をされて、ほとんど同時進行で進めていくということになっています。それでは、摘発支援情報集・権利集の話はこの辺にさせていただきます。

続きまして、第 3 部の「偽造防止技術」についてスリーエムからお話していただきます。

その前に、本日 J E T R O 東京本部海外調査部長の住吉が本会合に参加しております。いま東京のほうで知的財産に関する事業をいろいろやっておりますが、その所管をしており、東京でも知的財産に関する問題について取り組んでいます。今回上海 I P G 会合には是非出たいということで参加させていただいております。後ほど閉会時に簡単にご挨拶をさせていただきますだけだと思います。それでは、西田さん、よろしく申し上げます。

西田巖氏（スリーエム）

本日は、ちょっと駆け足になるかと思いますが、当社が持っております技術と製品について、特に「模造品の対策」ということで紹介をかねてお話をさせていただければと思います。私は、米国スリーエム社のセキュリティー・システムという事業部で事業開発の仕事、特に北アジアを中心に担当しております。エリア的には、韓国、台湾、中国、香港、ベトナム、そして日本が代表テリトリーになります。本日のお話の内容なのですが、皆さんのお手元にレジメと参考資料をサンプルも含めてご用意させていただきますので、主なものはそちらを見ていただければと思います。本日は、会社の概要と、それから私どもが考える「経営資産の侵害とそれに対する対策」、それから一部の商品をご紹介しますという形で進めさせていただきたいと思います。

（パワーポイント開始）

数だけ拾ってお話しますけれども、スリーエム社というのは、約 2 兆円の売上げがあるアメリカのミネソタ州という所に本社があります会社です。それで、世界の 60 カ国以上に子会社を持ちまして、200 以上の国で製品等を開発・売上げをしております。今年ですけれども、創立 100 年を迎えまして、U S のほうでは、ダウ・ジョーンズのインダストリアル・アベレージの 30 ストックスにも入っております。そういった会社でございます。

私の所属しておりますセキュリティー・システムというのは、広範なセキュリティー関係の商品を扱っているのですが、いちばん端のブランド・アセット・プロテクションというタイトルのものが今日皆さんにご紹介させていただく模造品対策のもの。それから、一部、ここですとプウトン・エアポートですとか香港とかに行きますと、皆さんパスポートでイミグレーションを通過してこられると思いますが、そのパスポートを読み取る機械等も私どもの会社で扱っている製品でございます。それから、セキュリティー関係のバッジですとか、あとは図書館の万引き防止であるとか R F I D のコントロールのシステムといったものを取り扱った商品として持っております。

私どもは日本の企業ということなので、日本の会社にも子会社がありまして、日本では住友スリーエムという会社がスリーエムの事業を行っております。詳細はそこに書いてあ

るとおりです。

特別にこういったお時間をいただきましてご紹介させていただくのですが、私たちは基本的に「経営資源の侵害」ということに関して、いちばん問題点があると考えております。冒頭のビデオにもありましたけれども、売上げが減るとか粗悪なものによって置き換えられるという経済的な損失ということと、会社の1つの財産であるブランドというものに対する侵害も兼ねている。安全性とか信頼性の問題ということも日常起っていることではないか。それを総合してとらえていかないと問題は解決できないのではないかと、というのが私たちの基本的な考え方です。

あるマーケットの資料によりますと、全世界でトレードされているものの約7%が偽物の被害に遭っていて、その金額は20兆円を越すというような資料も出ております。ダイレクトな売上げが侵害されているだけではなくて、各企業がそれぞれ力を入れてきたブランドということに侵害を受けて、将来のビジネスでありますとか信頼性というようなことまで問題が広がっているのが現状ではないでしょうか。

これもあるマーケットの資料で、左側のところを見ていただければ分かるのですが、例えば真ん中の棒で10%と書いてある所の下にエアクラフト、パフューム、スピリット、お酒、洋服、靴と。これらの商品の約10%が偽物の被害に遭っている。その被害金額は大体111ミリオンドルというような形の資料も出ております。ひどいものを見ますと、いちばん右の棒グラフになりますが、ビデオとか、その隣のソフトウェアといいますのは40%から50%のものが何らかの被害を受けているというようなマーケットの資料もあります。

そういった中で私どもはどういうことをさせていただくかといいますと、皆様の現状の分析から伺わせていただいて、どういったことが問題で、どこにいちばんフォーカスしなくてはいけないのかということ、一緒に考えさせていただければと思っております。その中でいちばん良い解決策を共同で作らせていただいて、それをテストして評価をしていく。それが成果があるのかないのかを見極めながら次のステップを踏んでいくというような形で一貫して事業を行ってまいりました。

これもちょっと見にくいのですが、お配りした小冊子の中にこのグラフ等も出ておりますので、後ほどお時間がある方はご覧になっていただければと思います。冒頭に申し上げましたとおり、スリーエムというのは、広範な範囲にわたって技術を保有しております。そういった技術を社内で共有いたしまして、そこからマーケットに適した製品を開発するという開発先導型の会社であります。

特にセキュリティ関係ですと、私どもは25年以上にわたって製品をそれぞれの国、それぞれのお客様にお届けしておりますし、70カ国以上でいろいろな販売を行っております。そうしたノウハウを全世界的に集めまして、それぞれ個別なお客様に対して商品をお届けしているというのが私どもの会社です。

基本的には、ブランド・オーナーの方へ商品をダイレクトにお届けするという形をとっております。セキュリティのしっかりした工場で作って、流通を組まないで皆

さんにお届けする。皆さんのほうがよくご承知だとは思いますが、中国で物が流れていく段階でいろいろな問題が起きてきたりしますので、私どもの扱っている製品がセキュリティーですので、私どもの製品についてもダイレクトでそういった危険性がないようにということをコントロールしております。

私がこういったお話をするのはおかしいのですが、製造拠点から物が流れてお客様に通じるまでいろいろな流通段階を通過していくと思います。それぞれの段階で偽物が紛れたり、あるいは粗悪品が入ってきたりということがあります。製品について今回ラベルということでお話をさせていただきますが、問屋・流通では、目に見えない抑止力といえますか、専門家によってチェックできるような工夫があればいいのではないかと。あるいは、小売店から先は、実際に商品を使われるお客様が店先で見て本物かどうか分かるというような目に見える抑止力といった2つの機能を、それぞれどこに問題があって、こういった対策をとるのがいちばん適しているのかということに基づきまして、製品の提案をさせていただきます。

目に見える抑止力というのは、まんがですけども、いま申し上げましたとおり、店先でお客様が品物を見るときに、これは本物であると。これは安心して買って使えるものだというの分かるものになります。途中の流通等でお使いいただければ、と言ったのは、目に見えないものでして、これは専門家のチェックや、あるいは器具・道具といったものを通じて隠しマークなり本物かどうか見分けられる、というような商品群になるかと思えます。

ここに絵でご覧になっていただけるのが、私どもが持っている一部の製品ラインです。全部ご紹介したいのですが、時間もありませんので、今日はポイントの製品だけについてお話をさせていただきます。数々の製品群を持っているのですが、それは見方によっては、セキュリティーの高いものから低いものへというようなランク別もできるかと思えます。下のほうにあります、例えばホログラムのようなラベルですと、ホログラムは開発当時はかなり高いものであったり特殊なものではあったのですが、現在、中国などに行きますと1万を超すホログラムのメーカーがあったりして、これと同じホログラムを持っていきますと2、3週間すると同じものを作ってくるというような現状であると思えます。ある程度セキュリティーという見方からすると低いものから、私どもの特別なテクノロジーを使ってほかが真似できないようなものまでそろえて、それぞれ状況に合わせたものを提案しております。

これも同じように、そういったセキュリティーのものに対してニーズに合わせて商品を紹介させていただくということのアイデアです。ここでまず紹介したいのは、トランスファー・レジスタントと書いてありますけれども、貼ってあるテープをはがしたという場合には、はがした痕跡が残るというような商品です。絵があるのでありますが、普通は何もないマークが付いているのですが、それを誰かがはがそうとするとテープ自体が壊れて、丸の下で囲んであるようなグラフィックが浮かび上がって、これは誰かがテープをはがし

た跡だというのが分かる商品です。

もちろんホログラムというものも扱っております。これは皆さんご承知なので特別私から申し上げることはないかと思いますが、ただのホログラムだけではなくて、それにシリアル番号を入れたり、いま見ていただいたような、はがすと痕跡が残るような糊を使ってホログラムを作るということも可能です。

これは私どもの商標でもあるのですが、「コンファーム・ラベル」という製品があります。通常時は左側の写真にあるようにある文字、会社のロゴであったりデザインが見えるのですが、それが下のほうに見えるように、まっすぐな光を当てると別な絵が浮かび上がってくるものになります。これがコンファーム・ラベルというものです。皆さんのお手元に何枚かサンプルを付けてお配りしてあるのですが、それに、ビューアというものがありまして、これは懐中電灯みたいなものなのですが、これを目のところに当ててポッチを押すと光が出るのですが、それを当てて見ていただくとこの図にあるように下に字が浮かび上がってきます。

いまビューアをお返ししましたのでそれで見ただけであればと思います。これは再帰性反射といいまして、通常では見えないマークを、いまお配りしたようなビューアで見ると字が浮かび上がってくるというような私どもの持つ特別な技術でございます。ちょっと技術的なことになってしまったのですが、中国ではそんなにないのですが、例えば日本で高速道路等を走っていると交通表示板があると思います。行き先であったり、何百メートル、何キロというのが出ているのですが、あれは夜ですとかなり光って見えると思うのですが、あの看板自体は光を発してなくて、自動車のヘッドライトを当てることによって光るのです。実は、その看板も私どもの製品なのですが、その技術を使いまして当てた光をまっすぐ戻すことによって見えるという技術を使っております。こういった形でラベルをそういったタグに貼って、専門家がそういったもので見ると本物かどうかを見分ける。偽物をやる人は、同じようなデザインのシールを作ることはできても、隠しマークを乗せることはできない。そういったところで本物か偽物かを見分けるという1つの提案です。

もちろんこのコンファームのラベルにもいろいろな機能を付加することができます。先ほど見ていただいたような、はがすと跡が残るようなものであるとか、あるいはユービーエルのような特殊なライトを当てると文字、あるいはデザインが浮かび上がってくる。そういったものを組み合わせることによってよりセキュリティを高めることも可能です。

簡単に申しますと、ホログラムといま言った中に隠してある文字と一緒にくっつけたものということで「レトログラム」というラベルがあります。これは上のほうに2つあるのですが、角度をちょっとずらしていただくと、例えばここで見ますとスリーエムとイノベーションといった文字がホログラムのラベルのように浮かび上がります。もちろんいま見ていただいているようなビューアでのぞきますと、実は、この下に隠しマークが入っている。ホログラムと隠しマークを混在させたようなラベルという製品も用意してあります。単純に見ますと、角度を変えてデザインが2つ見えるものもあれば、実は、それで

終わりかな、と思うと、隠しマークが入っているというような意味でセキュリティーを二重にかけているというのがレトログラムというふうな形です。

これ以外にも色が見方によっては変わったり、あるいはあるものを通すと見え方が全く違うというようなものも持っておりますので、休憩時間、あるいはこの後の時間でもし興味のある方は言うてくだされば見ていただけるかと思えます。私どもスリーエムは、各国に会社があるのですが、特に日本の企業ということなので、ここに担当者の名前を2人書いておきましたけれども、この人間は住友スリーエムに常駐しておりますので、日本語で細かい対応をさせていただくことができると思えます。あるいは、皆様によっては、日本ではなくて現地でいろいろなものを見たいとか、中国であるいは香港で、台湾で、韓国でという話も出てくるかと思えますが、そういう場合には私のほうにご連絡をいただければ、現地のスリーエムの人間から皆様のほうの担当者にご連絡をして現地で品物を見ていただいたり、商売の話させていただくということも可能ですので、その辺は適宜皆さんの都合のいいように使い分けていただければと思えます。

（パワーポイント終了）

ちょっと駆け足になりましたけれども、こういった製品群を扱っておりますので、もし何かお困りのことがありましたらお気軽に声をかけていただければと思えます。私はこの地域を担当しておりますまして、こちらはしょっちゅう伺っておりますので、何かある際は声をかけていただければありがたいかと思えます。

いま見ていただいているビューアですけれども、数が少ないのですが、サンプルはそれで見ないと浮かび上がってこないのが、是非持って帰りたいという方は、皆さんが見られてからそれを持って帰っていただければと思えます。ほかにも、もしそういった希望がありましたら言うてくだされば私のほうから送らせていただきます。

津田小亮 上海 IPG グループ長（住友化学（上海）有限公司）

採用例は。

西田巖氏（スリーエム）

採用例ですけれども、こういった仕事をしておりまして、会社によっては、おたくのを使っていると言ってほしくないという方も多いのですが、中国ですと五糧液というお酒があると思うのですが、あれのハイ・レベルのキャップのところに私どもの製品のラベルが使われております。それは中国スリーエムを通して販売させていただいているのですが、販売も4年近くさせていただいていますし、それも3種類ぐらい品物を替えて新しいテクノロジーを注ぎ込んだ形でご使用いただいている。飲まれる機会もあるかと思えますが、そのときに思い出していただければ幸いです。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

日本企業の場合、模倣品対策にそんなにコストをかけられないという中で、おそらくこういった技術を採用するとなるとそれなりのコストがかかるのではないかと思います。これを使うために必要な費用とか、あるいはお金がない企業の方々への優遇というか、何か良いやり方というか、その辺を教えてくださいませんか。

西田巖氏（スリーエム）

実際問題としてかなり高めになるかと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように高いものも、セキュリティの高いものからそうでないものまで幅広く取りそろえておりますので、それに合った形の見積りは、それぞれ国の担当者からお話しさせていただきたいと思えます。あとは、先ほどもお話がありましたけれども、1社でやるのではなくて、例えば同じグループの人が同じ素材を使って、あるいは会社ごとに会社のロゴとか、マークですとかを使い分けるといようなことにしてボリュームを増やす。ラベルというビジネスはボリュームにセンシティブなところがありますので、数をまとめることができれば、逆に細かい対応も容易になるかなと。勝手な意見なのですが、そういった現状も事実ですので皆さんにお話しておきたいと思えます。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

税関における知的財産権の保護について、上海税関法規処の陳処長にお越しいただき、これから1時間お話しさせていただきます。本日、IPG活動にも積極的に協力していただいている恩田科技諮詢上海有限公司の夏宇総経理に逐次通訳をしていただきます。お手元に日本語と中国語のレジメを配布していますが、今日、陳処長が使用するパワーポイントは、内容が若干変わっているようです。ただ、大きな変更はないということなので、お手元の資料も参考にさせていただければと思います。それでは、陳処長、よろしくお願ひします。
税関における知的財産権の保護について

上海税関法規処処長 陳旭東氏

皆さん、こんにちは。今日ここで税関における知的財産権の保護に関する法律規定および事例を紹介することをとてもうれしく思っています。

今日は時間が限られていますので、次の項目を紹介させていただきます。まず「税関における知的財産権の保護について」紹介します。2番目は、「税関における法律施行の最も直接的な根拠」を紹介します。3番目は、「税関法の関連条文」を紹介します。4番目は、「税関における知的財産権保護の範囲について」紹介します。5番目は、「基本原則について」紹介します。6番目は、「知的財産保護の流れ」を紹介します。

（パワーポイント開始）

税関における知的財産権の保護についてということですが、税関を通して輸出入

する貨物に対して知的財産権を保護しています。これは国境における知的財産権の措置とも言えます。

次は、税関における法律施行の最も直接的な根拠として中国の税関法と保護条例と保護に関する実施方法があります。新しく改正された税関法の2つの条文には、税関の保護に関するものが規定されています。1つは第44条です。もう一つは第91条です。第44条は、主に税関が行政法規の規定に基づき輸出入貨物に関する知的財産権を保護することを規定しています。第44条のもう一つとしては、税関に知的財産権状況を届け出る必要がある場合のいろいろな規定があり、1つは、自分の知的財産権の状況をありのまま申告することと、もう一つは、合法的な使用、要するに使用权があるものを証明書類を提出する必要があると規定しています。第91条は、罰則について規定されています。もし法律に違反した場合には、法律に基づき罰することができます。税関法に基づき権利侵害貨物を没収し、かつ罰金を科すことができます。犯罪を構成する場合は、刑事責任を追究することができます。

第4番目は、税関における知的財産権保護の範囲について紹介します。この範囲については、まず輸出入貨物に関するものが規定されています。もう一つの条件としては、中国の法律、行政法規により保護されている知的財産権であることを規定しています。知的財産権についてはたくさん含まれているのですが、いまのところ主に3つの権利を保護しています。1つは商標権、もう一つは著作権、もう一つは特許権です。

次は、「税関による取締りの事例」について紹介したいと思います。中国では、類似商標も権利侵害の商標と規定されています。これはアディダスではなくて、アディダシです。本物のアディダスは3つの葉があるのですが、偽物は5つの葉があります。もう一つのアディダスの特徴としては3つの斜めになっているラインがあり、偽物は4つのラインになっています。中国の商標法では類似商標も侵害の対象になっていますから、これも税関の取締りの範囲になっています。

これも類似商標に関するナイキの事例です。これは類似商標のハイキとナイキの事例ですが、これが類似商標であるかどうかは異議があるのですが、次はそういうことについても紹介します。

税関における知的財産権保護のもう一つの対象は特許です。これは発明特許と実用新案と意匠が含まれています。税関における保護の範囲としては、ワールドカップの標識もあります。

フィリップスなどの多国籍企業は、このような鑑別手引を作っております。要するに、偽物と本物を識別するものです。この手引の中で偽物と本物の特徴を紹介しています。これに基づいて税関は、自発的に取り締まることができます。ナショナルの空調も取り締まったことがあります。

我々税関が取り締まったスズキのオートバイの事例では、商品とスズキの標識は分けてそれぞれコンテナの別の場所に隠されており、我々の取り締まりを大変難しくさせました。

今年だけですけれども、上海の輸出のコンテナは標準コンテナで大体 1,000 万あります。こんなにたくさんのコンテナの中から権利侵害品を発見するのは大変難しいです。このように製品と標識を別々に分けて隠されているものを見つけるのは結構大変です。

税関における保護の範囲のもう一つは著作権です。これは中国で著作権が登録されている米国の T Y 社の製品の模倣品です。この製品については、著作権を持っているほかに商標権も持っています。

これは T Y 社によって中国の税関で意匠権を登録している製品の外観です。本物と偽物は結構似ています。

税関は、先ほど紹介した 3 つの権利を保護するほかにオリンピック標識も保護します。

次は、税関における知的財産権保護の基本原則について紹介します。第 1 番目に、自分の権利を保護したい場合は、自分の権利を税関に届け出る必要があります。届出のあるものに対しては税関のデータベースの中に入って、全国の税関共通で利用することができます。そのときに税関に対して輸出、あるいは輸入の保護を請求することができます。

そのほかに税関に登録したものに基づいて自発的な保護をすることもできます。ですから、第 2 番の原則としては、自発的な保護と受動的な保護の 2 つがあります。この 2 つの保護が税関でできます。

第 3 番目の原則としては、担保と逆担保とを結びつける原則です。税関に対して、権利侵害容疑のある貨物に対して差押えの請求をするときには担保が必要になります。これは国際的なやり方です。これは T R I P S 協定に合います。一方、輸出する側が、自分は権利侵害していないと主張したい場合は、2 倍の担保金を担保させることによってとりあえず輸出させることができます。このような場合は逆担保といえます。特に特許に関する案件についてはいろいろな異議などがありますので、このような逆担保がよく使われています。

第 4 番目は、個人的に持っている商品について責任免除することができます。例えば、タイからの観光客が有名なブランドの偽物のカバンを 2 つ持って税関を通るとき、税関はそれを取り締まることはしません。もしたくさんの、例えば 100 個のエルメスの偽物カバンを持っていれば、税関は責任免除することはできません。

第 5 番目は、当事者間の民事紛争を受理しない原則です。もし権利侵害と判断された場合に権利者が侵害者に対して 100 万とか賠償金を請求する場合、そのような民事紛争の仲裁などは税関では受理しません。

もう一つは秘密を守る原則です。税関は知的財産権保護の仕事をやっていますからお客様の製品のリストやお客様リストを持っています。このようなお客様の情報が外部に漏れないように秘密を守ることが原則になっています。

いま紹介した原則は、いろいろな法律の規定に基づいて私個人がまとめたものなので、皆様のご参考になればと思います。

次は、皆さんのすごく大事なものとして、要するに保護の流れについて紹介します。保

護の流れについては、事例だけ紹介します。

これは DOVE の石鹸です。これはどちらが偽物かわかりますか。赤色のものが偽物です。赤色のものは見てすぐ分かる。ざらざらしている。包装も品質も悪いです。すべての偽物を簡単に識別することはできないと思います。たまに本物よりもきれいに見えます。

石鹸の偽物を発見したほかに「ORE」の偽物も発見しました。「ORE」商標の権利者は、米国の P & G です。この権利者は、2001 年の 10 月に税関で商標を登録しました。

2002 年 8 月に江西省のある輸出会社が上海のある会社に委託して、一般貿易の方式で税関にアラブ首長国連邦へプラスチック製品を輸出することを申告しました。全部で 558 個でした。税関はリスク分析をしてこの貨物に対して検査することを決めました。検査によって、貨物の中に入っているのはプラスチック製品でないことが分かりました。石鹸です。石鹸に「DOVE」という商標が付いていることも分かりました。そして、現場から法規処に連絡が入り、次に法規処から権利者に知らせました。そして、権利者は、この製品について偽物であると確認した後、税関に担保金を支払って、差押えの請求をしました。そして、税関は、請求に基づいて貨物を差し押さえました。法律では、権利者は 3 日間以内にこのような請求をしなければなりません。これは税関で自発的に発見したものなので、要するに 3 日間以内にそういう請求を提出しない場合はこういうことを放棄したと見なします。

次は「調査のプログラム」の中に入ります。税関の調査の中でオイル・オブ・ユニオンという化粧品も発見しました。同じプログラムでオイルの権利者が偽物であることを確認し、担保金を支払いました。そして、税関は、貨物を輸出するという会社に対して、権利侵害の容疑貨物であるということの通知書を発送します。当事者は、1 週間以内に異議を申し立てることができます。要するに、自分は侵害していないということについて異議申立てをすることができます。もし当事者が規定された時間内に異議申立てをしなかった場合は、税関が続けて調査をします。当事者が 7 日の間に異議申立てをした場合は、権利者はその紛争を裁判所、あるいは関係の行政管理部門、例えば調査局とか工商管理局に提出しなければなりません。裁判所によって判定、または行政管理部門が裁定する必要があります。この案件については、そのときは異議申立てをしませんでした。そして、異議申立てがなかったため税関は、税関法の第 91 条と税関保護条例の第 23 条に基づき処罰しました。この処罰については、権利侵害の貨物を没収し、そして罰金を科しました。そして、最後のプログラムとしては、当事者に担保金を返還することです。それは、担保金から貨物の貯蔵とか保管とか処置する費用、そしてもし権利侵害でなかった場合に当事者に対して損失を与えた場合、賠償金を引いてから担保金を返還します。賠償金については、裁判所によって判断し、あるいは当事者双方が相談しても構いません。

最後は、「上海税関の保護状況について」簡単に紹介します。税関による取締りは 95 年から始まり、取締件数も最近は結構増えています。特に今年はいままでに 172 件の案件がありました。その中には日本の企業の案件も含まれ

ています。我々のやり方としては、主にリスク分析と重点的な取締りをやっています。税関の役割としては、偽物、要するに権利侵害品を取り締まることと、もう一つは輸出に対する許可の仕事もあります。ですから、もし税関に対して自分の権利を届出した場合は、税関に対して自分の製品についての情報を提供していただきたいと思います。税関は、皆様の情報に基づいてブラックリストを作ります。要するに、いままで侵害のあった企業をブラックリストに乗せることによって重点的に取締りをやります。

上海税関のホームページは多分更新はすぐやってないですけども、この中にはいろいろなものが入っていきまして、各種データ、法規、手続の流れ、事例紹介などがあります。そして、ホームページから自分の知的財産権保護を税関に申請する際に必要な登録票を直接ダウンロードすることができます。ダウンロードして記入すれば登録することができます。

（パワーポイント終了）

時間の関係もありますので、今日はこれで終わらせていただきます。皆様がもし税関について関心を持っていろいろご質問があれば、講演をまたやってもいいと思います。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

陳所長、貴重な、非常に興味深いお話ありがとうございました。知的財産権の税関登録については、日本の企業でも一部すでにされている所もあるかと思いますが、折角の機会なので質問がある方は挙手願います。

宇野元博氏（オムロン）

日常的に税関での取締りをやられている中で、昔と今と変わってきた点というか、例えば侵害について見分けがつかなくなってきたとか、複雑な案件が増えてきたとか、最近の模倣の傾向というものがありましたら教えていただきたい。

陳氏（上海税関）

保護についての主な根拠としては税関法実施保護条例なのですが、税関法については今まだ改正中なので、多分今年中には新しく改正される可能性もあります。新しい税関法は、制度の面と流れの面は一部改正する予定はあるのですが、全体的には、いまの税関法とあまり変わらないと思います。1つ言えるのは、知的財産権についてこれからもっと強く保護していくことは改正の中にも入れられます。

先ほども紹介しましたがけれども、96年からの6年間と最近の3年間のデータから見ると最近、案件は増えています。これは税関が知的財産権に対して強く保護する措置をとっていった結果です。案件が増えるもう一つの原因は、権利を届け出る権利者が増えています。日本の企業もそうですし、要するに自分の権利を税関に届け出ることにより保護されるので、案件も増えました。

津田小亮 上海 IPG グループ長（住友化学（上海）有限公司）

今日の話の中で税関における知的財産権保護の基本原則の5番目のところに、当事者の民事紛争を受理しない原則、というのがありますがけれども、私どもが仮に民事とか、要するに訴訟とかになったときに証拠の確保がいちばん重要なのです。この場合、仮に税関のほうで権利侵害とか、そういう証拠品というのを押さえられておられるといったときに、違法品の証拠とか、また違法を認定した書類とか、そういうようなものを提供していただくという協力はお願いできるでしょうか。

陳氏（上海税関）

証拠の収集については中国の法律によって規定されていますけれども、通常は2つのルートがあります。1つは、弁護士にお願いして証拠を収集することができます。もう一つは、裁判所が自発的に証拠を収集することができます。この2ルートに対し我々税関は協力します。

馬場錬成氏（日本知財学会）

各地の税関によって地方保護というものがある所があるのでしょうか。それとも中国全体全国どこでも均一でしょうか。

陳氏（上海税関）

中国の税関法により、税関総署で登録されたものに対しては、すべての地方税関で同じ保護をしなければなりません。各地方の税関も直接税関総署に属しています。具体的に取り締りをするときには、上海のような所は経験が豊富だと思います。

佐藤裕之氏（本田技研工業）

私どもも税関の登録をさせていただきまして、いつもご協力をいただきまして大変ありがとうございます。質問としては、輸出の強化というお話が先ほどあったのですがけれども、取締りの中の輸出と輸入の割合、摘発の件数の中の輸出の占める割合ですとか、具体的に輸出の強化でどのようなことをされているのかということをお聞かせいただけます。

陳氏（上海税関）

中国の法律に、要するに輸出と輸入の両方とも保護することが規定されています。これは米国と違います。米国は輸入だけ保護しています。要するに、中国の規定は、TRIPS協定よりも広く保護しています。いままでは輸出についてよく保護してきましたけれども、例えばホンダさんがいろいろな情報をご提供いただければ、今後、輸入についての保護もやっていきたいと思っております。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

時間になりましたので、ここで上海税関の陳処長の話を終わります。もう一度陳処長に盛大な拍手をお願いしたいと思います。（拍手）

それでは、最後に、JETRO海外調査部長の住吉より一言閉会のご挨拶をさせていただきます。

住吉邦夫（ジェトロ海外調査部長）

本日は、こういった会合に参加させていただきまして大変ありがとうございます。

私自身、東京で似たような会合を運営させていただいています。日本で官民を挙げて国際知的財産保護フォーラムというのを経済産業省と特許庁の肝いりで作っているのですが、そこでいろいろプロジェクトを計画したりする企画委員をやらせていただいたり、それからフォーラムの中にいろいろプロジェクトがありまして、去年の12月に日本からミッションがこちらのほうに来たと思うのですが、そういうようなプロジェクトをやっておりますが、JETROは、企業さん同士でいろいろ悩みがある話をお互いに情報交換しようということで、情報交換会をJETROが主催してやっております。そんな関係で今日も大変興味深く聞かせていただきました。

それから、JETRO自身は、これまでも知的財産、模倣品対策のお手伝いをさせていただいているわけではありますが、この10月から独立した課として知的財産課を東京本部の中に作り、一層皆さんのお手伝いができればいいな、と考えております。閉会のご挨拶ということでございますが、是非JETROをご活用いただきたいということで挨拶に代えたいと思います。どうもありがとうございました。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

それでは、これにて第7回上海IPG会合を終わります。